

採石法における不利益処分の処分基準

1 採石業者の登録の取消し又は事業の停止

愛知県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ①法第32条の4第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき。
- ②法第32条の4第1項第6号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき。
- ③法第32条の7第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ④法第33条の規定に違反して岩石の採取を行ったとき。
- ⑤法第33条の12の規定による認可の取消しを受けたとき。
- ⑥不正の手段により法第32条の登録を受けたとき。

2 採取計画の認可の取消し又は採取の停止

愛知県知事は、法第33条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができる。

- ①法第33条の7第1項の条件に違反したとき。
- ②法第33条の8の規定に違反したとき。
- ③法第33条の9又は第33条の13第1項の規定による命令に違反したとき。
- ④不正の手段により法第33条の認可を受けたとき。

3 認可採取計画の変更命令

愛知県知事は、認可採取計画に基づいて行われている岩石の採取が法第33条の4に規定する要件に該当することとなると認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 緊急措置命令又は採取の停止命令

愛知県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができる。

5 法違反行為者に対する災害防止措置命令

愛知県知事は、法第32条の規定に違反して採石業を行った者又は第33条若しくは第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令

愛知県知事は、第33条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から2年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。